

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費								合 計 (千円)	備 考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)				
長 等	2		26,330	5,100 3.25		140				31,570		31,570	
議 員	43	385,820		154,720 3.25						540,540	59,690	600,230	
その他の 特別職	1,907	253,909	16,010	3,100 3.25		120				273,139	2,396	275,535	
計	1,952	639,729	42,340	162,920		260				845,249	62,086	907,335	
長 等	2		26,330	10,500 3.30		140				36,970		36,970	
議 員	43	403,310		160,820 3.30						564,130	61,110	625,240	
その他の 特別職	1,907	253,909	16,010	6,400 3.30		120				276,439	2,736	279,175	
計	1,952	657,219	42,340	177,720		260				877,539	63,846	941,385	
長 等				△ 5,400 △ 0.05						△ 5,400		△ 5,400	
議 員		△ 17,490		△ 6,100 △ 0.05						△ 23,590	△ 1,420	△ 25,010	
その他の 特別職				△ 3,300 △ 0.05						△ 3,300	△ 340	△ 3,640	
計		△ 17,490		△ 14,800						△ 32,290	△ 1,760	△ 34,050	

比較

2 一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給			与			費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	給	料	職 員 手 当 (千円)				
補 正 後	(79) 20,249	4,816,206	70,484,090	54,848,428	130,148,724	22,998,385	153,147,109				
補 正 前	(92) 20,310	4,805,626	70,814,070	55,253,478	130,873,174	23,603,105	154,476,279				
比 較	(△13) △ 61	10,580	△ 329,980	△ 405,050	△ 724,450	△ 604,720	△ 1,329,170				

備考 () 内は短時間勤務職員の数を外書きしたものである。

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較	区 分	補 正 後	補 正 前	比 較	区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶養手当	1,719,270	1,728,510	△ 9,240	産業教育手当	141,990	144,090	△ 2,100	管理職手当	971,570	972,210	△ 640
住居手当	810,470	784,360	26,110	時間外勤務手当	3,730,592	3,730,592		農林漁業普及指導手当	31,650	32,880	△ 1,230
地域手当	66,630	69,270	△ 2,640	夜間勤務手当	130,080	130,430	△ 350	災害派遣手当			
初任給調整手当	46,430	48,930	△ 2,500	期末手当	16,279,446	16,573,036	△ 293,590	退職手当	15,057,930	15,057,930	
特殊勤務手当	858,670	855,800	2,870	勤勉手当	11,424,890	11,515,130	△ 90,240	義務教育等教員特別手当	592,180	592,580	△ 400
特勤手当	9,140	9,360	△ 220	寒冷地手当	777,220	803,060	△ 25,840	単身赴任手当	137,550	138,470	△ 920
へき地手当	30,790	34,790	△ 4,000	宿日直手当	446,670	446,400	270	管理職員特別勤務手当	11,100	11,100	
定時制通信教育手当	53,620	56,500	△ 2,880	通勤手当	1,520,540	1,518,050	2,490				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
		1 職員の増減分	2 職員の増減分		
給料	△ 329,980	1 職員の増減分	△ 329,980	職員の増減等による減	
職員手当	△ 405,050	1 制度改正に伴う増減分	△ 304,810	期末手当の減	
		2 職員の増減分	△ 100,240	職員の増減等による減	

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	技能労務職
令和2年11月1日	平均給料月額(円)	336,654	324,317	391,280	375,738	335,694
	平均給与月額(円)	415,567	448,813	436,329	411,206	369,996
	平均年齢(歳)	44.5	39.5	47.4	45.11	52.2
令和2年1月1日	平均給料月額(円)	342,041	329,884	398,009	385,039	339,425
	平均給与月額(円)	412,718	452,986	440,913	418,844	376,053
	平均年齢(歳)	44.8	39.9	47.5	46.8	51.5

備考 上記数値は、短時間勤務職員を除いたものである。

イ 初任給

区	分	行政職(円)	公安職(円)	教育職(1)(円)	教育職(2)(円)	技能労務職(円)
高校	卒	152,300	172,000	161,800	161,900	147,700
大学	卒	185,100	212,000	207,400	207,400	

区	分	国の制			度	
		行政職(円)	公安職(円)	教育職(1)(円)	教育職(2)(円)	技能労務職(円)
高校	卒	150,600	173,400			147,900
大学	卒	182,200	211,400			

ウ 級別職員数

区分	行政			公安			職			教育			職(1)			
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	
令和2年11月1日	1級	600	14.7	1級	250	12.5	1級	69	2.7							
	2級	323	7.9	2級	393	19.7	2級	(30)	(100.0)							
	3級	(20) 663	(95.2) 16.2	3級	425	21.2	3級	105	4.0							
	4級	1,009	24.7	4級	533	26.6	4級	54	2.1							
	5級	(1) 966	(4.8) 23.7	5級	270	13.5										
	6級	310	7.6	6級	36	1.8										
	7級	130	3.2	7級	72	3.6										
	8級	64	1.6	8級	13	0.7										
	9級	17	0.4	9級	8	0.4										
	計	(21) 4,082	(100.0) 100.0	計	2,000	100.0	計	(30) 2,585	(100.0) 100.0							
令和2年1月1日	1級	553	13.6	1級	262	13.1	1級	71	2.7							
	2級	319	7.8	2級	385	19.3	2級	(19) 2,366	(100.0) 91.2							
	3級	(22) 649	(100.0) 15.9	3級	(1) 404	(50.0) 20.2	3級	105	4.0							
	4級	1,048	25.7	4級	(1) 543	(50.0) 27.2	4級	54	2.1							
	5級	991	24.3	5級	264	13.2										
	6級	314	7.7	6級	44	2.2										
	7級	125	3.1	7級	73	3.7										
	8級	61	1.5	8級	13	0.7										
	9級	18	0.4	9級	8	0.4										
	計	(22) 4,078	(100.0) 100.0	計	(2) 1,996	(100.0) 100.0	計	(19) 2,596	(100.0) 100.0							

区分	教育職 (2)		技能労働職			
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年11月1日	1級			1級		
	2級	(76) 5,053	(100.0) 87.8	2級	47	9.8
	特2級	19	0.3	3級	405	84.4
	3級	361	6.3	4級	28	5.8
	4級	325	5.6			
	計	(76) 5,758	(100.0) 100.0	計	480	100.0
令和2年1月1日	1級			1級		
	2級	(48) 5,057	(100.0) 87.7	2級	34	7.0
	特2級	19	0.3	3級	428	88.1
	3級	365	6.3	4級	24	4.9
	4級	329	5.7			
	計	(48) 5,770	(100.0) 100.0	計	486	100.0

備考 () 内は短時間勤務職員の数を外書きしたものである。

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職	主事技師	主任主事 主任技師	係長	業務を 冠する 名主査	課長補佐	課長	主管課長	部次長	部長

区	分	合計	代表的な職				職	種
			行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)		
補正後	職員数(A)(人)	14,905	4,082	2,000	2,585	5,758	480	
	昇給に係る職員数(B)(人)	11,910	3,293	1,719	2,049	4,500	349	
	1号給(人)	609	153	59	88	290	19	
	2号給(人)	238	121	24	25	68		
	3号給(人)	610	138	77	86	309		
	4号給(人)	7,619	2,100	1,175	1,357	2,748	239	
	5号給(人)							
	6号給(人)	2,720	748	368	473	1,043	88	
	7号給(人)							
	8号給(人)	114	33	16	20	42	3	
比率(B)/(A)(%)	79.9	80.7	86.0	79.3	78.2	72.7		
補正前	職員数(A)(人)	14,926	4,078	1,996	2,596	5,770	486	
	昇給に係る職員数(B)(人)	12,033	3,327	1,699	2,107	4,526	374	
	1号給(人)	609	153	59	88	290	19	
	2号給(人)	238	121	24	25	68		
	3号給(人)	610	138	77	86	309		
	4号給(人)	7,734	2,134	1,155	1,412	2,771	262	
	5号給(人)							
	6号給(人)	2,728	748	368	476	1,046	90	
	7号給(人)							
	8号給(人)	114	33	16	20	42	3	
比率(B)/(A)(%)	80.6	81.6	85.1	81.2	78.4	77.0		

備考 上記数値は、短時間勤務職員を除いたものである。

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.15) 2.20	(1.15) 2.15	(2.30) 4.35	有	
補正前	(1.15) 2.20	(1.15) 2.20	(2.30) 4.40	有	
国の制度	(1.175) 2.25	(1.175) 2.20	(2.35) 4.45	有	

備考 () 内は再任用職員の標準的な支給率を示している。

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	東京都 特別区	大阪市	名古屋市	仙台市	異動保障	医療職給料表 (1)適用者
支給率 (%)	20	16	15	6	3~20	16
支給対象職員数(人)	20	4	3	4	34	14
国の指定基準に基づく支給率 (%)	20	16	15	6	3~20	16

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	技能労務職
給与総額に対する比率(%)		1.0	0.3	1.9	1.4	1.1	0.1
支給対象職員の比率(%) (令和2年11月1日現在)		38.3	9.3	80.8	47.1	43.8	22.1
代表的な特殊勤務手当の名称		特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 警察職員の特殊勤務手当 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当					

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異等の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	手当の支給対象となる家賃額の下限 14,000円(国16,000円)
通勤手当	異なる	交通用具使用者 自動車等使用者 限度額 53,000円(国31,600円) 二輪車等使用者 限度額 25,500円(国31,600円)

